

○印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱
平成10年8月17日告示第82号

改正

平成11年4月1日告示第50号の2
平成14年2月12日告示第5号
平成17年11月1日告示第169号
平成18年3月16日告示第30号
平成19年2月16日告示第11号
平成20年3月31日告示第46号
平成27年3月31日告示第58号

印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づき、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、高齢者福祉計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標に関すること。
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策に関すること。
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

2 策定委員会は、介護保険事業計画を策定するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策に関すること。
- (2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関すること。
- (3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業

その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
(5) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項
(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護サービスに関する事業に従事する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日告示第50号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年2月12日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日告示第169号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月16日告示第30号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日告示第11号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第46号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第58号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。